瑞穂町告示第２１５号

令和８年度督促状の公示送達について

このことについて、地方税法第２０条の２の規定に基づき、その送達を受けるべき者の現住所が不明のため、当該書類を瑞穂町長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでもこれを交付する。

令和８年１１月９日

瑞穂町長　　山﨑　栄

記

１　送達すべき書類

令和８年度町民税・都民税・森林環境税２期	督促状
令和８年度／令和６年度分町民税・都民税・森林環境税２期	督促状
令和８年度／令和７年度分町民税・都民税・森林環境税２期	督促状
令和８年度固定資産税・都市計画税２期	督促状
令和８年度国民健康保険税１期	督促状
令和８年度国民健康保険税２期	督促状
令和８年度／令和６年度分国民健康保険税３期	督促状
令和８年度／令和７年度分国民健康保険税２期	督促状
令和８年度／令和７年度分国民健康保険税３期	督促状
令和８年度町民税・都民税・森林環境税６月分	督促状
令和８年度町民税・都民税・森林環境税７月分	督促状

２　送達を受けるべき者

別紙のとおり